

# I 中野区障害者計画

## 【課題5】 障害児支援の提供体制の整備

### (1) 現状と課題

#### ① 障害や発達に課題のある子どもの地域社会への参加・包容の推進

障害や発達に課題のある子どもが地域で健やかに成長するためには、身近な地域で必要な支援を受け、安心して生活できる環境が整っていなければなりません。そのためには、ライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制や、保護者や家族が孤立することなく身近に相談できる環境の構築が必要です。

区では、中野区版児童発達支援センター機能として、すこやか福祉センター及び区立療育センター、障害児相談支援事業所が連携することで、児童発達支援センターの機能を担わせ、障害や発達に課題のある子どもの相談支援を行っています。

また、主として区立療育センターが児童福祉法に基づく保育所等訪問支援を実施し、保育所や幼稚園等で対象となる子どもへの支援の充実を図っています。この保育所等訪問支援では、訪問先の保育所等職員に対して、発達の課題に対する知識や支援技術向上への取組みを行っていますが、現状では対象を未就学児としているため、これを一層拡大する必要があります。

さらに、子どもは家族の中で育ち、子どもにとって最も大きな影響を与える保護者や家族への支援は不可欠です。特に、障害の特性や発達の課題を受け入れるまでの過程においては、保護者の不安感が募ることが見込まれるため、十分な配慮と保護者の気持ちに寄り添う支援が必要です。

#### ② 障害の特性に応じた障害児通所支援事業所等の基盤整備等

児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所といった障害児通所支援の利用者は増加傾向にありますが、障害や発達の課題は様々で、必要とされる支援は多岐にわたります。また、区では、保育園や小学校で医療的ケアの必要な子どもの受け入れを始めるなどの取組を行っていますが、中学生になると学童クラブを利用できなくなるために、放課後の居場所の確保に困難を来すという例もあります。

ニーズの増加に伴って障害児通所支援事業所は増加し続けているものの、事業所において子どもの障害や特性に応じた有効な支援、保護者・家族への支援、質の確保がなされ、専門的な支援を適切に提供できるよう、一層の支援の質の向上が求められています。それとともに、保育園や学校、学童クラブ等の地域の子育て環境の充実も必要です。

また、重症心身障害児や医療的ケア児等を受け入れる障害児通所支援事業所では、その障害の特性にあった設備等が必要となり、開設にあたっては大きな財政的負担が必要となります。運営においても、看護師等を複数名配置する必要があり、通所者の送迎を行うなどの体制が求められます。このため、新規事業所の開設が進まず、重症心身障害児や医療的ケア児の保護者等が、子どもの通所先の確保に苦慮する状況があります。区内には主として重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる障害児通所支援事業所が2か所ありますが、さらなる新規事業所の誘導整備などが必要です。

一方、障害児通所支援の支給決定においては、障害児支援利用計画案の作成が必要ですが、区では、そのおよそ3割が、保護者によるセルフプランとなっています。

障害や発達に課題のある子どもに対して、適切なアセスメントのもと計画作成を行うためには、相談支援事業所の相談支援専門員による広い視野での課題分析が必要です。このため、障害児相談支援体制の一層の充実も求められています。

### ③ 医療的ケア児等への包括的な支援体制の整備

区は、令和4年度に医療的ケア児等の協議の場の設置の検討を進め、医療的ケア児等の課題抽出や関係機関の連携支援体制のあり方の協議等を行う「中野区医療的ケア児等支援地域協議会」を設置し、令和5年度から運営を開始しました。

また、令和4年度から東京都医療的ケア児等コーディネーター研修修了者が医療的ケア児等への相談援助技術を向上させるための情報共有等の場として「中野区医療的ケア児等支援情報連絡会」を開催しています。

さらに、区では、4か所のすこやか福祉センターと、区立療育センターや障害児相談支援事業所が連携する仕組みにより相談支援体制を構築しています。

しかし、医療的ケア児等を対象とした一元的な相談窓口がないことから、区民等にとって、相談先が分かりにくくなっているという課題があります。

## (2) 実現すべき状態

身近な地域で相談できる窓口の周知、気づきの段階から子どもや家族を支援する専門的な相談対応と適切なケアマネジメントによる継続的な支援など、障害や発達に課題のある子どもに対する支援体制が整備されています。

また、必要な子どもに対し区立療育センター等の療育相談の機会が確保され、地域の障害児通所支援事業所の専門的支援が提供され、関係機関の連携による重層的な地域支援体制が構築されています。

障害児相談支援や障害児通所支援のサービス提供体制が確保され、障害や発達に課題のある子どもが、質の高い専門的な支援を受けることができます。専門性のある障害児相談支援事業者により、子どもの障害や特性に応じた必要な支援を総合的に判断した障害児支援利用計画が作成されています。

すこやか福祉センターを中核として、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携して、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を行える体制が構築されています。

医療的ケアの必要な子どもが、地域の保育、教育等を受けることができ、障害の有無に関わらず、ともに学び、育ち、生活できる環境が整っています。

子どもの障害や発達特性に係る地域の理解が進み、合理的配慮が促進され、地域でともに暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組が進んでいます。

(3) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	令和4年度 (2022年度) 現状値	令和8年度 (2026年度) 目標値	令和10年度 (2028年度) 目標値
「日頃から子どもの状況を伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解ができている」と考える保護者の割合	適切な相談・支援の実施がされていることを示すため	89.7%	95%	100%
障害児支援利用計画の作成が必要な件数のうち、指定障害児通所支援事業所により作成された計画の割合	適切なアセスメントにより総合的かつ効果的なサービスの提供が実施されていることを示すため	71.0%	79%	83%

■改定前の計画に基づき実施した主な取組（令和3年度～令和5年度）

計画における取組	取組内容
保護者・家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペアレントメンター養成事業を実施し、メンターによる個別や集団での相談や各種講座を実施し、障害や発達に課題のある子どもを育てる保護者への助言、支援を行った。</li> </ul>
障害児通所支援事業所の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所支援事業所の適切な運営のため、サービス提供事業者に対して、計画的な指導検査を開始した。</li> <li>・障害通所支援事業所に対し研修会を開催した。</li> <li>・障害児通所支援施設第三者評価受審費補助事業を実施した。</li> </ul>
地域生活における支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区立療育センターにおいて保育所等訪問支援を開始し、その専門性を発揮することで、保育園、幼稚園等への助言等支援を実施した。</li> <li>・民間障害児相談支援事業所に対して、障害児支援利用計画の作成件数に応じた補助を実施し、運営支援を行った。</li> <li>・区立障害児通所支援施設において、ICT環境整備を行い、在宅での児童発達支援や保護者支援を実施した。</li> <li>・医療的ケア児等の課題抽出や関係機関の連携支援体制のあり方の協議等を行う「中野区医療的ケア児等支援地域協議会」の運営を開始した。</li> <li>・区内医療的ケア児等コーディネーターによる医療的ケア児等への相談援助技術を向上させるための情報共有等の場として「中野区医療的ケア児等支援情報連絡会」の運営を開始した。</li> </ul>

## <施策1> 障害や発達に課題のある子どもの地域社会への参加・包容の推進

### ■主な取組

#### ① 中野区版児童発達支援センター機能の充実

##### ア 障害や発達の特性に関する身近な地域での情報提供や相談支援

保護者や家族が、早い段階から子どもの障害や発達の課題に気づくことができるよう、すこやか福祉センターを中心に、子育て相談、発達支援相談等を実施するとともに、障害や発達の特性に関する知識や理解を深めるための情報提供や相談支援を行います。

##### イ 療育相談の中心となる児童発達支援センターの設置の検討

障害や発達に課題のある子どもに対して、児童福祉法に基づく障害児通所支援の必要性の判定を行う療育相談の充実のため、児童福祉法に基づく児童発達支援センターの設置に向けた検討を行います。

#### ② ライフステージに応じた集団生活への適応のための支援

##### ア 保育所等訪問支援の充実

区立療育センターが実施している保育所等訪問支援について、未就学児だけでなく就学時に対象とすることにより、保育所等訪問支援をさらに充実させます。また、区立療育センターだけでなく、民間の事業所による保育所等訪問支援の実施促進に取り組みます。

##### イ 関係機関の連携による支援

子どものライフステージに応じて、保健・医療・福祉・教育・就労等、様々な関係者が連携し、子どもにとって最適な支援につながるよう、相談支援の仕組みの整備や機能強化を図るとともに、障害児通所支援事業所だけでなく保育園や学校、学童クラブ等においても障害や発達に課題のある子どもを受け入れられるような地域の子育て環境の整備を図ります。

特に、子どものライフステージの大半を占める学齢期においては、教育との緊密な連携のもとに支援していくことが重要であり、ライフステージの節目ごとにつながった支援をアセスメントし、継続的かつ総合的に支援をしていく幅広い相談支援体制を構築します。

#### ③ 障害や発達に課題のある子どもの保護者・家族への支援

##### ア ペアレントメンターによる相談支援の充実

障害や発達に課題のある子どもの保護者や家族が、地域で孤立することなく日頃から身近に安心して相談のできる場所や、様々な情報を得る機会を確保します。このため、ペアレントメンター養成事業において、相談会や講座、シンポジウム等の取組を継続、促進します。

##### イ 保護者のレスパイト等の支援

障害や発達に課題のある子どもの保護者が、疾病等により子どもを介護することが困難となった場合に対応できるよう、区立障害児通所支援施設において一時保護事業を行い、保護者が、緊急時に安心して子どもを預けられる場所の確保に努めます。

## <施策2> 障害の特性に応じた障害児通所支援事業所等の基盤整備等

### ■主な取組

#### ① 障害児通所支援事業所の確保と質の向上

##### ア 指導検査や研修会等による障害児通所支援事業所の質の向上

児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスを提供している事業者に対して、計画的に指導検査（実地指導、集団指導）を実施します。また、集団指導の機会に、障害児への虐待防止を含め、支援の質の向上のための研修といった取組も行い、障害児通所支援事業所における支援の充実を図ります。

##### イ 障害児通所支援事業所への福祉サービス第三者評価の活用促進

区内の障害児通所支援事業所が東京都福祉サービス第三者評価を定期的に受審できるよう、補助制度を継続し、受審促進に取り組みます。

#### ② 重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる事業所の確保

重症心身障害児や医療的ケア児等を受け入れる障害児通所支援事業所では、その障害の特性にあった設備等が必要であり、開設にあたり大きな財政的負担が必要となります。また運営においても、看護師等の複数名配置や送迎体制の構築など高いハードルがあります。このため新規事業所の開設が進まず、重症心身障害児や医療的ケア児の保護者等が、子どもの通所先の確保に苦慮する状況となっています。

区内では、現在、主として重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる障害児通所支援事業所が2か所ありますが、さらなる新規事業所の誘導整備に取り組みます。

#### ③ 障害児相談支援体制の充実

##### ア セルフプラン解消のための障害児相談支援事業所への支援

障害児支援利用計画の作成が必要な子どもに対して、障害児相談支援事業者による計画作成を進めるため、計画案の作成件数に応じて補助を行い、事業者支援に努め、セルフプラン解消に取り組みます。

##### イ 障害児相談支援事業所の開設の誘導

既存の障害児相談支援事業所に対する支援のみでは十分とは言えないため、障害児支援利用計画案を作成できる事業所の、さらなる新規事業所の誘導に取り組みます。

### <施策3> 医療的ケア児等への包括的な支援体制の整備

#### ■主な取組

##### ① 医療的ケア児等の協議の場や医療的ケア児等コーディネーターの配置

###### ア 医療的ケア児等の協議の場の活用による支援体制の充実

令和5年度に運営を開始した「中野区医療的ケア児等支援地域協議会」の活性化に努め、協議会における多様な視点からの議論を踏まえ、医療的ケア児等支援の体制構築に努めます。

###### イ 関係機関連携の中心となる医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケア児等コーディネーターの情報共有等の場としての「中野区医療的ケア児等支援情報連絡会」を引き続き運営していきます。また、区における医療的ケア児等コーディネーターの位置付け及び配置を明確化し、民間事業所に従事する医療的ケア児等コーディネーターによる医療的ケア児支援の活動促進に取り組みます。

##### ② 医療的ケア児及びその保護者等からの相談体制の整備

医療的ケア児が、出生して病院のNICU（新生児集中治療管理室）で治療を受けてから退院し、地域での生活を始めるにあたっては、保護者だけでなく医療ソーシャルワーカーが介在するなど、関係機関の連携が必要です。このため、誰にとっても分かりやすい一元的な医療的ケア児等の相談窓口の設置を検討します。

# Ⅲ 第3期障害児福祉計画

# 1 成果目標（令和8年度の目標設定を行う主要項目）

児童福祉法第33条の19に規定する国が定めた基本指針により、障害児支援の提供体制の整備等、目標値を設定することが求められています。

中野区では、「障害福祉サービス意向調査」の結果やこれまでの障害児福祉施策の進捗状況等を踏まえて、区の目標を設定し、その達成に向けて取り組みます。

## (1) 障害児の地域社会への参加・包容の推進

障害や発達に課題のある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築を目指し、障害児支援の核となる児童発達支援センター機能を運営するとともに、保育所等訪問支援の充実を図ります。

### ① 取組の方向性

障害や発達に課題のある子どもが地域で健やかに成長するためには、身近な地域で必要十分な支援体制が整っていることが重要です。地域における関係機関の役割を明確にし、連携が確保された重層的な地域支援体制の構築を図ります。

### ② 目標

項目	令和6～8年度（2024～2026年度）
児童発達支援センター機能の運営	有
保育所等訪問支援の利用者数	288
保育所等訪問支援の実施か所数	3

## (2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で適切な支援を受けられるように、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の質量ともに確保します。

### ① 取組の方向性

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスを受けられるよう、民間の児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の整備誘導を行います。

② 目標

項目	令和6～8年度（2024～2026年度）
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	3
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	3

(3) 重症心身障害児や医療的ケア児支援のための支援機関の有機的連携の場の確保及びコーディネーターの配置

重症心身障害児や医療的ケア児に関わる保健、医療、障害福祉、保育、教育等の他職種連携によって、専門的な支援が適切に提供できるよう連携の場を確保し、対象児に関するコーディネーターを配置します。

① 取組の方向性

重症心身障害児や医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等多くの支援機関が有機的に連携できる体制を整備します。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、医療的ケア児及びその家族への相談や関係機関連携等を含めた総合的な支援を実施します。

② 目標

項目	令和6～8年度（2024～2026年度）
対象児のための連携の場の確保	有
対象児に関するコーディネーターの配置	有

#### (4) 障害児通所支援の質を向上させるための取組

子どもの障害や特性に応じた有効な支援、保護者・家族への支援、質の確保がなされ、専門的な支援を適切に提供できるよう、事業所のサービスの質の向上のための取組を行います。

##### ① 取組の方向性

児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスを提供している事業者に対して、計画的に指導検査（実地指導、集団指導）を実施します。また、障害児への虐待防止を含め、支援の質の向上のための研修会も行います。

これらの取組により、障害児通所支援事業所における支援の充実を図ります。

##### ② 目標

項目	令和6～8年度（2024～2026年度）
障害児通所支援事業所に対する実地検査の実施	7回
障害児通所支援事業所に対する集団指導及び研修会の実施	2回